公表監第 1 7 号 平成24年3月16日 (2012年)

西宮市監査委員 亀 井 健 同 鈴 木 雅 一 同 まつお 正 秀 同 和 田 とよじ

平成24年1月20日付西監収第67号で受理しました「西宮市職員措置請求」の監査結果については、地方自治法第242条第4項の規定に基づき、別紙のとおり公表します。

西監発第145号 平成24年3月16日 (2012年)

請求人樣

西宮市監査委員 亀 井 健

同 鈴木雅一

同 まつお 正 秀

同 和田とよじ

「西宮市職員措置請求」の監査結果について(通知)

地方自治法(以下「自治法」という。)第242条第1項の規定により平成24年1月20日付で提出されました住民監査請求について、その結果を次のとおり通知します。

記

- 第1 監査の請求
 - 1.請求人 13名(略)

2.請求書の提出平成24年1月20日

3.請求の内容

本件職員措置請求書の記述及び請求人の陳述内容等から、請求の要旨を次のとおり解しました。

(1) 阪神淡路大震災以降、風致地区として貴重な景観が守られるはずの西宮市の多くの地域で、広大な緑が伐採され、マンション群へと変貌している。夙川地域で唯一残されている高塚町の緑も二つの開発計画によって失われようとしている。A社による戸建住宅開発計画(開発面積4,250.01 ㎡、戸数19戸)と、B社を事業主とする(仮称)西宮市高塚町開発計画(開発面積12,070.58 ㎡、地上3階地下1階、戸数94戸)である。これらは相互に密接に関連した計画でありながら、見かけ上、個別に計画を進める手法を取り、地域住民に対して計画全体の構想について、誠実で丁寧な説明がなされておらず、強引な開発手法は、地域住民の間で行政や事業主に対する強い不信感を増幅させる結果となっている。

この2件の開発計画は、都市計画道路(稲荷山線)を利用した計画で、市の開発行政における法令違反を含む多くの問題点を抱えている。

- ア 違法な接道要件の充足
- イ 違法な開発区域の重複
- ウ 行き止まりの都市計画道路の問題点
- エ 「開発区域」「開発関連区域」及び「造成協力地」に係る違法性
- オ マンション開発計画との整合性が全く無い「風致許可」
- カ 高塚公園と開発事業に係る違法性

(2) 求める措置

ア 戸建住宅開発に係る開発事業における違法不当な行為を是正すること

- (ア) 条例に規定されていない市道西 586 号線の未供用部分 (345.99 ㎡)を「開発関連区域」とし、戸建開発事業者に拡幅整備させることは「違法な財産の管理」に該当するので、直ちに中止すること
- (イ) 公有財産である高塚公園を開発事業の「造成協力地」と認定し、開発事業の現場とさせている状況を直ちに中止すること
- イ 接道要件を満たしておらず、戸建住宅建設における風致許可に違反するマンション開発計画の違法不当な行為を是正すること
 - (ア) 都市計画道路「稲荷山線」を開発事業として許可できないマンション開発業者 に拡幅整備させ、市に帰属させることは「違法な財産の取得」にあたるので、そ のような計画を直ちに中止させること
 - (イ) 多くの虚偽記載があるマンション開発事業計画の開発許可手続きを直ちに中止すること
- ウ 都市計画道路「稲荷山線」を行き止まりのまま開発事業者に拡幅整備させ、都市 計画道路として市に帰属させ、道路としての機能を果たしていない道路(マンション専用道路)を管理する費用(道路補修費概算2,594万円等)を支出することは違 法不当な公金の支出に当たるので、そのような計画を直ちに中止すること
- エ 測量法に基づき高塚公園管理面積を再測量するとともに、全ての官民境界の測量 を世界測地系に基づき再度計測し、作図修正すること

市が世界測地系から任意座標による作図に変更したこと及びそれに伴う一度だけの立会・確認業務で了として支出した行為は、違法な公金支出であるから、測量業

務責任者へ支払った38,835円の返還ないし賠償を求めること

- オ 違法不当な開発計画を容認し、本来あるべき適法な指導をしてこなかった市の開発行政担当者の処分と、適正な開発行政が行えるよう職員のコンプライアンス意識を向上させる措置をとること
- 以上、自治法第 242 条第 1 項の規定により、別紙事実証明書を添付の上、必要な措置 を請求する。

(添付された事実を証明する書面)

- 1 「高塚町におけるマンション開発計画と都市計画道路(稲荷山線)に関する質問書 (平成 23 年 6 月 1 日)
- 2 「高塚町におけるマンション開発計画と都市計画道路(稲荷山線)に関する質問書について(回答)」(平成23年6月14日付)
- 3 資料1図(仮称 西宮市高塚町計画【マンション計画】現況図)
- 4 資料2図(戸建開発地、マンション開発地、都市計画道路「稲荷山線」、市道西 586 号線等の関連図)
- 5 「都市計画道路プログラム」(平成 21 年 9 月)
- 6 「現況写真」(平成23年7月26日付風致許可申請書添付)
- 7 資料3図(西宮高塚町PJ【戸建住宅計画】現況図)
- 8 「西宮高塚町PJ(開発区域求積図1)」282.58 m²+75.20 m²=357.78 m²(測量誤差で事実証明書10の357.77 m²とは同一)
- 9 「西宮高塚町 P J (土地利用計画図)」
- 10 「(仮称)西宮市高塚町計画(開発区域求積図)」282.57 m²+75.20 m²=357.77 m²
- 11「(仮称)西宮市高塚町計画(土地利用図)」
- 12 「開発事業等におけるまちづくりに関する条例に基づく開発事業計画書及び都市計画法第 32 条協議の送付について (伺)」(平成 23 年 8 月 1 日決裁)
- 13 「開発事業等におけるまちづくりに関する条例に基づく協定の締結について(何)」 (平成23年7月28日決裁)
- 14 「都市計画道路網の見直しに関する基本的な考え方について 答申(概要)」
- 15 「実務者のための新都市計画マニュアル」(国土交通省 都市・地域整備局 都市計画課 都市交通調査室 平成16年3月)
- 16 「植栽帯付近詳細図」
- 17 「事務事業評価書」(道路橋梁維持管理事業)
- 18 「兵庫県の開発許可制度の手引き(全訂版)」(平成20年4月 兵庫県土整備部まちづくり局 都市計画課開発調整室)
- 19 「開発許可の手引き 都市計画法」(新宿区都市計画部)
- 20 「開発事業等におけるまちづくりに関する条例 施行規則 別表第1 道路」の関連部分
- 21 「現況写真」(平成23年12月26日及び24年1月10日撮影)
- 22 「風致許可書類 (許可風第 23-92 号、許可風第 23-127 号)
- 23 「西宮高塚町PJ 植栽計画図1」
- 24 「(仮称)西宮市高塚町計画 復旧森林計画平面図」
- 25 「 H23 年度西宮市の公園・緑地」(公園緑地グループ)
- 26 「筆界確認書の締結について(伺)」(平成23年6月30日起案)
- 27 「道水路境界明示実査復命書」(平成22年4月1日起案)

- 28 「道水路境界明示書」(平成23年3月31日立会)
- 29 「業務主任技術者及び業務責任者専任届兼誓約書」(平成 21 年 3 月 10 日付) 「市有財産測量等委託業務の仕様書一式」

第2 監査の実施

1.請求の受理

本件職員措置請求は、形式的要件を具備していると認められたので、平成 24 年 1 月 24 日請求を受理することに決定しました。

2.監査の対象事項

以下の事項を監査の対象としました。

- (1) 請求人の求める措置が、自治法第242条第1項に規定される住民監査請求の対象事項に係るものとして認められるか否か。
- (2) 上記対象事項に係るものとして認められる場合、請求内容に理由があるか否か。

3. 監査対象部局

西宮市都市局、土木局、環境局、総務局

4.請求人の陳述及び新たな証拠の提出

自治法第 242 条第 6 項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を付与した結果、 平成 24 年 2 月 28 日、請求人 13 名のうち、 、 、 、 、 、 、 の

4氏が出席し、監査委員に対して陳述を行いました。

また、同日新たに下記の事実証明書の提出がありました。

(提出された事実を証明する書面)

- 1 都市計画道路 6割中止(日本経済新聞 平成 24年 2月 10日)
- 2 (仮称)西宮・高塚町計画近隣説明会議事録(平成23年8月7日)
- 3 (仮称)西宮・高塚町計画平面図
- 4 狛江市まちづくり条例における開発調整システム
- 5 「西宮高塚町PJ」土取作業のご案内(平成24年1月)
- 6 「激震 1995 年 1 月 17 日午前 5 時 46 分 阪神・淡路大震災に学ぶ」
- 7 西宮市の震災被害状況図
- 8 「高塚町における戸建開発及びマンション開発に係る違法・不当事項」(市道西 586 号線及び都市計画道路「稲荷山線」に関連する事項)
- 9 (仮称)「西宮・高塚町計画」に関する要望書(平成23年11月7日)

5. 関係部局に対する調査

自治法第 199 条第 8 項の規定に基づき、請求人の指摘事項に対する市当局の考え方を、 都市局等に対して文書回答により求めました。

6.請求人の指摘事項と市当局の説明

請求書と添付資料及び陳述に基づく請求人の指摘事項と、市当局の回答書要旨は、以下のとおりです。

_		
番号	請求人の指摘事項	市当局の説明
1	戸建住宅開発に係る開発事業に	当該戸建開発事業については、都市計画法(以下「都計
	おける違法不当な行為を是正する	法」という。)第29条第1項の規定により、平成23年10月
	こと。	25日付けで西宮市が開発者に対して開発許可を行ったもので
	具体的には	ある。
	条例に規定されていない市道	開発事業等におけるまちづくりに関する条例(以下「条例」
	西 586 号線の未供用部分	という。) は、面積が 500 m以上の開発事業等について、都計
	(345.99 m²)を「開発関連区域」	法の開発許可等に先立って、住民説明の義務付け、公共施設
	とし、戸建開発事業者に拡幅整	等の必要な施設の整備基準を定めるとともに、市との協議を
	備させることは「違法な財産の	義務付けており、協議にあたっては、都計法第29条の規定に
	管理」に該当するので、直ちに	基づく許可が必要な場合に義務付けられている同法第 32 条
	中止すること。	の規定に基づく公共施設管理者との協議を平行して行ってい
	公有財産である高塚公園を開	వ 。
	発事業の「造成協力地」と認定	現在の計画に対する条例第 16 条に基づく市長との協定及
	し、開発事業の現場とさせてい	び都計法第32条に基づく公共施設管理者である市の同意は、
	る状況を直ちに中止すること。	平成 23 年 10 月 1 日付けで行っている。
		市道西 586 号線の未供用部分については、西側の区域と一
		体に西宮・芦屋都市計画事業甲南土地区画整理事業が施行さ
		れた際に、都市計画道路の計画決定線にあわせ、昭和36年4
		月 26 日の換地処分により生み出されたもので、認定道路であ
		り道路法に基づく道路である。
		今回の開発計画の道路整備については、都市計画道路の将
		 来の道路計画、開発区域内の条例に規定された9m以上の道
		 路整備と整合した計画であり、道路としての連続した機能も
		 確保されることから、市は市道西 586 号線の整備に同意した
		ものです。また、整備主体についても、条例において開発事
		業において必要となる公共施設については、事業主の負担と
		 責任において整備しなければならないこととしている。した
		 がって、当該道路拡幅整備は違法な財産管理に該当せず、中
		止する必要はないものと考えている。
		 本開発事業による都市計画道路「稲荷山線」の道路整備
		 を行う計画にあたり、その道路整備計画の地盤高さと隣接地
		である高塚公園の現況地盤高さとの高低差が最大で7mであ
		 ることから、風致地区内における建築等の規制に関する条例
		 第4条に規定された擁壁の見え高さを4m以下とする許可基
		 準に適合させるために、都市計画決定された道路整備区域の
		隣接地である高塚公園に高さ3mの盛土造成工事を行うこと
		は、必要な工事内容であると判断し、その整備内容について
		協議を行っている。
		盛土造成工事を行う箇所は現況が斜面地であり、造成工事完
		了後には、一定量の植樹と法面部分への全面張芝による緑化
		整備が計画されている。さらに、現状では雑草地となってい
		る箇所も植栽帯として整備される計画となっていることか

ら、修景的にも公園の機能が確保されると判断されるため、 本開発事業計画に同意しているところである。したがって、 当該盛土造成工事については、開発事業に伴い必要となる公 共施設整備に関連する工事であり、中止する必要はないと考 えている。 2 接道要件を満たしておらず、戸 当該マンション開発に関する、現在の開発事業計画に対 建住宅建設における風致許可に違 する条例第16条に基づく市長との協定及び都計法第32条に 基づく同意は、平成23年12月27日付けで行っている。 反するマンション開発計画の違法 不当な行為を是正すること。 道路については、都計法第33条第1項第2号に規定された 開発許可の技術基準にも適合するものであり、将来の道路計 具体的には 都市計画道路「稲荷山線」を 画に整合させるとともに、条例に規定された9m以上の道路 開発事業として許可できないマ 整備を進める計画であり、道路管理に支障がないとの判断の ンション開発業者に拡幅整備さ うえ、同意を与えたものである。 せ、市に帰属させることは「違 開発行為により設置される公共施設については、将来にわ 法な財産の取得」にあたるので、 たって適正な維持管理が行われることによって良好な宅地水 そのような計画を直ちに中止さ 準の確保という期待される機能が発揮させることとなるた せること。 め、都計法第39条及び第40条の規定に基づき、市が管理し、 多くの虚偽記載があるマンシ また土地の帰属を受けるものである。したがって、当該都市 計画道路の取得は「違法な財産の取得」に該当せず、中止す ョン開発事業計画の開発許可手 続きを直ちに中止すること。 る必要はないものと考えている。 具体的に何をもって虚偽記載と主張されているのか、不 明であるが、 開発事業は、良好な宅地水準を確保するため、土地利用を 進めるにあたり、法令等による基準を満足する公共施設等を あわせて整備するものであり、道路については、開発事業に より宅地規模に応じた幅員等の整備を行うことにより、あわ せて建築基準法による接道要件を満足させるものである。 なお、添付図書も含め開発許可の技術基準に適合した計画で あるか現在審査を進めているところであり、許可基準に適合 すれば許可しなければならない(都計法第33条第1項柱書) とされている。 都市計画道路「稲荷山線」を行き 2の に対する回答のとおり、当該道路は、都計法の規定 3 止まりのまま開発事業者に拡幅整 に基づき帰属を受けるものであり、市が帰属部分の管理権限 備させ、都市計画道路として市に を持つことは、同法の趣旨に則した当然の責務である。 帰属させ、道路としての機能を果 なお、指摘されている道路補修費概算は、将来における大 たしていない道路(マンション専 規模改修にかかる費用ではないかと思われるが、市の日常的 用道路)を管理する費用(道路補 な管理費用は、他の市道と同様に清掃や維持管理に要する費 修費概算2,594万円等)を支出す 用にとどまるものと考えている。 ることは違法不当な公金の支出に 当たるので、そのような計画を直 ちに中止すること。

測量法に基づき、高塚公園管理 面積を再測量するとともに、全て の官民境界の測量を世界測地系に 基づき再度計測し、作図修正する こと。市が世界測地系から任意座 標による作図へ変更したこと、及 びそれに伴う一度だけの立会・確 認業務で了として支出した行為 は、違法な公金支出であるから、 測量業務責任者・ 氏への支払 った 38,835 円の返還ないし賠償 を求めること。

4

5

今回の官民境界の測量は、測量法に規定する基本測量及び 公共測量には該当しないものである。

測量法第11条には、基本測量及び公共測量の経緯度は世界 測地系に従って測定しなければならない旨が規定されてい る。しかし、本件測量図面は本件申請者の費用負担において 測量・作製されたものであり、西宮市は、本件測量図面の作 製にあたって費用負担あるいは補助を行っていない。

したがって、本件測量図面の作製にかかる測量は、測量法に規定する基本測量及び公共測量ではないので、世界測地系に従って測定する必要はなく、本件測量図面が任意座標により作製されていることに違法性はない。また、現時点で測量法に基づきすべての官民境界の測量を世界測地系座標に変換する必要性が認められないため、再測量することは予定していない。

この度の高塚公園の官民境界線を決定するにあたっては、 業務委託請負業者・C社測量業務責任者 氏と、道路台帳 等資料をもとに事前調査のうえ、現存境界標や現況構造物、 管理図面の辺長との比較など総合的かつ適切に判断して高塚 公園官民境界主張線を確認し、本件申請者との立会において 西宮市が主張する官民境界線を境界とすることで合意したも のである。

以上のとおり、今回の官民境界線の確定に当たっては、すべて適切に処理されており、違法な公金支出はない。

なお、次のとおり、「求める措置」記載内容に、事実と相違している事項がある。

「測量業務責任者・ 氏への支払った38,835円」の記載が 事実と相違している。正しくは、本件官民境界に関して、業 務委託請負業者・C社へ、委託料として39,705円(税抜)を 支払っている。内訳は事前調査一式24,171円(税抜)境界 立会2点15,534円(税抜)である。

違法不当な開発計画を容認し、本来あるべき適法な指導をしてこなかった西宮市の開発行政担当者の処分と適正な開発行政が行えるよう、職員のコンプライアンス意識を向上させる措置をとること。

1から4への回答に示しているとおり、本件請求で取り上げられている2件の開発計画に対する本市の指導は、都計法や条例を始めとする関係各法令に基づき適正に行われているものであり、職務上の義務違反はなく、また職務を怠っているものでもない。したがって、関係職員の処分は必要ないものと考えている。

また、職員のコンプライアンス意識については常に向上に 努めており、今回の請求に関して、特段の措置を取る必要は ないものと考えている。

第3 監査の結果

1. 監査委員の判断

自治法第242条第8項の規定により、本件職員措置請求について監査委員会議において協議した結果、次のとおり結論を得ました。

- (1) 戸建住宅開発に係る開発事業における違法不当な行為を是正することを求めている点について
 - ア 条例に規定されていない市道西 586 号線の未供用部分 (345.99 m²)を「開発関連区域」とし、戸建開発事業者に拡幅整備させることは「違法な財産の管理」に該当するので、直ちに中止することを求めている点について
 - (ア) 住民監査請求は、住民による事務監査請求の制度(自治法第75条)のように、 地方自治体の事務一般の違法又は不当を問題とするための制度とは異なり、地方 自治体の財務会計の適正な実現を目的として、租税その他の公租公課を負担する 住民に、その個人的な利益とは直接には関係なく請求を認める制度であり、その 対象とされる事項は、自治法第242条第1項所定の財務会計行為に限られていま す。

したがって、財務会計行為ではない、すなわち財務的処理を目的としない一般行政目的上の行為は、住民監査請求の対象とはなりません。財務会計上の行為としての財産管理行為は、地方自治体の財産の管理行為のすべてがこれに該当するものではなく、その行為のうちで、当該財産としての財産的価値に着目し、その価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とする財産管理行為がこれに該当するとされています(最高裁判所平成2年4月12日判決参照)。

(イ) 都計法第 32 条は、開発行為の許可(以下「開発許可」という。) を申請しよう とする者は、あらかじめ、開発行為に関係がある公共施設の管理者の同意を得な ければならない旨を規定し、同法第30条第2項は、開発許可の申請書に、その同 意を得たことを証する書面を添付することを要することを、同法第33条第1項は、 申請に係る開発行為が同項各号の定める基準に適合しており、かつ、その申請の 手続が同法又は同法に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、開発 許可をしなければならないことを規定しています。このような定めは、開発行為 が、開発区域内に存する道路、下水道等の公共施設に影響を与えることはもとよ り、開発区域の周辺の公共施設についても、変更、廃止などが必要となるような 影響を与えることが少なくないことにかんがみ、事前に、開発行為による影響を 受けるこれらの公共施設の管理者の同意を得ることを開発許可申請の要件とする ことによって、開発行為の円滑な施行と公共施設の適正な管理の実現を図ったも のであり、地方公共団体等の行政機関等が公共施設の管理権限を有する場合には、 行政機関等が同意を求める相手方となり、当該同意に係る行為は、公共施設の適 正な管理上、当該開発行為を行うことが相当であるか否かという公法上の判断を 表示する行為と解されます(最高裁判所平成7年3月23日判決参照)。

本件請求は、市道の未供用部分を開発事業者が拡幅整備することを市が認めていることを問題とし、違法な財産の管理に該当するとして、その是正を求めていますが、これは、前記のような法的性格を有する都計法に基づく同意の撤回を求めることに帰するのであり、当該道路の財産としての財産的価値に着目し、その価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とする財産管理行為には当たらないものを対象としているといわざるを得ません。

したがって、本件請求は、住民監査請求の対象に当たらない事項に係るものと判

断します。

イ 公有財産である高塚公園を開発事業の「造成協力地」と認定し、開発事業の現場と させている状況を直ちに中止することを求めている点について

高塚公園については、本件開発事業による都市計画道路「稲荷山線」の道路整備を 行う計画にあたって、当該道路整備計画における地盤と隣接地である同公園の現況地 盤との高低差が最大で7mまでになることから、同公園に高さ3mの盛土造成工事を 戸建開発事業者が行うため、公園管理者が都市公園法第6条及び第7条に規定する公 園の占用許可を行ったものです。

都市公園法上の占用許可については、公園管理者が一定の物件又は施設に関し、当該占用が公衆の都市公園の利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められるものであるか否か(都市公園法第7条)等を検討したうえで決定するものであって、専ら公園管理上の見地からなされるものであり、当該公園敷地の財産としての財産的価値に着目し、その価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とする財産管理行為に係るものとは認められません。

したがって、本件請求は、住民監査請求の対象に当たらない事項に係るものと判断 します。

- (2) 接道要件を満たしておらず、戸建住宅建設における風致許可に違反するマンション開発計画の違法不当な行為を是正することを求めている点について
 - ア 都市計画道路「稲荷山線」を開発事業として許可できないマンション開発業者に拡幅整備させ、市に帰属させることは「違法な財産の取得」に当たるので、そのような計画を直ちに中止させることを求めている点について

請求人は、都市計画道路「稲荷山線」をマンション開発事業者に拡幅整備させ、これを西宮市に帰属させることは、「違法な財産の取得」に当たるとしますが、都計法第39条が「開発許可を受けた開発行為又は開発行為に関する工事により公共施設が設置されたときは、その公共施設は、第36条第3項の公告の日の翌日において、その公共施設の存する市町村の管理に属するものとする」と規定し、同法第40条第2項が「開発許可を受けた開発行為又は開発行為に関する工事により設置された公共施設の用に供する土地は、前項に規定するもの及び開発許可を受けた者が自ら管理するものを除き、第36条第3項の公告の日の翌日において、前条の規定により当該公共施設を管理すべき者(中略)に帰属するものとする」と規定していることから、当該道路が市の管理に属し、当該道路の用に供する土地が市に帰属することとなるものです。これは、公共施設に関する権利関係等の明確化を図った都計法の規定による財産の帰属であって、市が財務的処理を目的として行う行為とは解されません。

したがって、本件請求については、住民監査請求の対象に当たらない事項に係るものと判断します。

イ 多くの虚偽記載があるマンション開発事業計画の開発許可手続きを直ちに中止する ことを求めている点について

本件開発許可手続きは、都計法第29条等に基づくものであるところ、開発許可制度は、一定規模以上の区域について建築物の建築等を目的として区画形質の変更を行う場合、これを行政庁の許可にかからしめ、法の定める一定の基準を満たす場合に、これを解除するという制度として設けられたものであって、財務会計行為に係るものには当たらず、住民監査請求の対象とは解されません。

(3) 都市計画道路「稲荷山線」を行き止まりのまま開発事業者に拡幅整備させ、都市計画 道路として市に帰属させ、道路としての機能を果たしていない道路(マンション専用道

- 路)を管理する費用(道路補修費概算2,594万円等)を支出することは違法不当な公金の支出に当たるので、そのような計画を直ちに中止することを求めている点について
- ア 住民監査請求は、(1)ア(ア)で述べたように、地方自治体の事務一般の違法又は不当を問題とするのではなく、地方公共団体の財務会計行為に関わる非違行為を予防又は是正するための制度です。したがって、住民監査請求の審査の対象も、財務会計上の行為が違法・不当であるか否かであって、その原因たる非財務会計行為及びその他の地方公共団体の事務一般に法令違反があるか否かではありません。
- イ 請求人が主張する当該道路の将来の管理費用に係る支出は、(2)ア記載のとおり、都 計法第39条及び第40条第2項の規定に基づき、当該道路が市の管理に属し、その用 に供する土地が市に帰属することに伴うものであり、当該支出行為自体が財務会計法 規上の義務に違反するものであるとは認められません。したがって、本件道路管理費 用の支出が違法・不当な公金支出にあたるとはいえず、本件請求には、理由がないも のと判断します。
- (4) 測量法に基づき、高塚公園管理面積を再測量するとともに、全ての官民境界の測量を世界測地系に基づき再度計測し、作図修正すること(請求ア)並びに市が世界測地系から任意座標による作図へ変更したこと及びそれに伴う一度だけの立会・確認業務で了として支出した行為は、違法な公金支出であるから、測量業務責任者・ 氏へ支払った38,835 円の返還ないし賠償を求めること(請求イ)を求めている点について
 - ア 請求人は、高塚公園の測量に係る境界線測量図が世界測地系に従っていないことを問題とし、高塚公園管理面積を再測量するとともに、全ての官民境界の測量を世界測地系に基づき再度計測し、作図修正することを求めていますが、本件測量は、測量法第11条により、その地理学的経緯度が世界測地系に従って測定しなければならないと規定されている同法第4条に規定する基本測量及び第5条に規定する公共測量の何れにも該当しないものであり、この点についての請求人の主張は、その前提を欠くといわざるを得ません。当該公園の再測量を実施しないこと、官民境界の測量を世界測地系に基づき計測し、作図修正をしないことをもって、市が財産管理上の裁量権を逸脱し、又は濫用していると評価すべき事由は認められず、本件請求には、理由がないと判断します。
 - イ 請求人は、本件立会・確認業務に係る公金支出が違法な公金支出であったとして、その返還ないし賠償を求めるべきであるとしています。本件立会・確認業務に係る公金支出は、官民境界を確定するにあたり、その事前調査及び境界立会に係る業務委託料として、C社に対し41,690円(事前調査24,171円及び境界立会2点15,534円に消費税及び地方消費税相当額1,985円を加えた額)を支出したというものです。請求人は、市が世界測地系から任意座標による作図へ変更したこと及びそれに伴う一度だけの立会・確認業務で了としたことを問題としますが、本件官民境界の確定に係る測量については、前記のとおり、世界測地系に従って測定しなければならない測量に該当しないものであり、アと同じく、請求人の主張は、その前提を欠いています。本件官民境界の確定にあたっては、市が当該受託業者と道路台帳等の資料をもとに事前調査のうえ、本件境界確認申請者の立会において、市が主張する官民境界線を境界とすることで合意したものであり、本件支出を違法・不当なものであるとすべき事由は認められません。

したがって、本件請求には、理由がないものと判断します。

(5) 違法不当な開発計画を容認し、本来あるべき適法な指導をしてこなかった西宮市の開発行政担当者の処分と適正な開発行政が行えるよう、職員のコンプライアンス意識を向

上させる措置をとることを求めている点について

本件請求は、自治法第242条第1項所定の財務会計行為に係るものには当たらず、住 民監査請求の対象とは解されません。

以上により、(3)及び(4)に掲げる請求については、理由がないものと判断し(棄却) その余の請求については、自治法第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました(却下)。